

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	株式会社 近鉄百貨店
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号
工場等の名称	株式会社 近鉄百貨店 名古屋店
工場等の所在地	名古屋市中村区名駅1丁目2番2号
業種	卸売業、小売業
業務部門における 建築物の主たる用途	物販店
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	百貨店業
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	～ 令和7年3月31日		
公表方法	○	揭示 閲覧	（場所） 近鉄百貨店 名古屋店 10階事務所（受付）
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	052-561-7547		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当店は地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全の重要性を認識し、事業活動を通じて、断続的な発展が可能な社会の実現への貢献をはかります。

1. 断続的な環境改善

PDCAに基づく環境施策の断続的な改善をはかります。

2. 省資源・省エネルギー活動の推進

事業所で使用する電気、燃料等のエネルギー使用量を令和4年までに平成30年比3%削減します。

3. 廃棄物の発生用を抑圧します。

4. 従業員の環境意識向上とコミュニケーションの推進

5. 従業員に対しては、環境教育及び定例対策会議を実施し、社外に対しては環境情報の公開を進めます。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

(環境推進委員会)

委員長 : 店長

副委員長 : 営業推進課長

議長 : 営業課長

委員長 : 営業推進課係長

行動推進委員 : 各営業係長

↓

全従業員

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2, 172	t-CO ₂
① （温を 二室除 酸効く 化果 炭ガ 素換 排出 量）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		2, 172	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 6 年度 目標削減率	
温 室 効 果 ガ ス 総 排 出 量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 6 年度 目標削減率	
原 単 位 あ た り の 排 出 量	11. 74	kg- CO ₂ / m ² × h	11. 39	kg- CO ₂ / m ² × h	3. 0	%

（2）目標設定の考え方

年 1 % の削減を目標とする ①売場改装工事及び設備更新工事等により、省エネ型の機器を積極的に導入して削減を図る ②日常の省エネ運動の推進により、無駄なエネルギーの削減に努める。

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考 2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考 3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
・省エネルギー ・省資源の行動・実施 ・冷暖房	①空調機増設時は地域冷暖房を利用する ②外気冷房を可能な限り利用する ③空調機のフィルター清掃、ファン清掃回数を増やすなどのメンテナンスの強化を図る。	①改装工事、老朽化による更新時。 ②中間期の調整 ③フィルター清掃 月 1 回 空調機清掃 1 年に 1 回
・照明	①蛍光灯、誘導灯をLED化に随時変更する。 その他照明についてもLED器具の導入。 ②器具の清掃を年 1 回は実施して光度を確保する。 ③回路を細分化し、営業時間外作業の照明を必要 ④事務所は蛍光灯ごとに手元スイッチを設けて必要部分のみ点灯する	①改装工事、老朽化による更新時。 ②年1回の器具清掃実施。 ③延灯届に合わせた細かい調整と利用時間外の消灯の徹底。（時間外の照明点灯の有料化） ④スイッチによる細かな節電実施。
・各種機器	①省エネ型機器の導入。 ②パソコンなどを使用しないときは主電源を切り、待機電力を削減する ③夜間、休日など利用者のいないときは、自動販売機の電源を切る。	①事務所退出のチェック票の記入と提出の徹底 ②増設・更新時に実施 ③警備員、ボトラーへの指示徹底
・廃棄物の排出抑制	①包装、梱包材の合理化、減量化を図る。 ②コピー用紙の利用を効率化（両面コピー、裏紙使用、印刷ミスの削減対策）する。 ③IT技術などを活用し、ペーパーレス化を推進する。 ④紙ごみの分別を徹底し、リサイクルが容易になるようにする。 ⑤段ボール、新聞紙、雑誌、ビン、缶は分別回収してリサイクルする。	①教育、定例会議により対策を強化する。 ②マニュアル貼付・通達・推進運動・ポスター貼付
・水の利用の合理化	①トイレの節水対策を行う ②可能な限りの水の再利用を行う	①更新時に実施 ②冷却用水を雑用水として再利用を実施する。 地下湧水の雑用水利用（浄化設備を設置し運用中）

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

期間内での予定はない

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

- ・従業員へ環境教育を推進する。
- ・コピー用紙、トイレトペーパー等は、再生紙を使用する。
- ・可能な限り文房具用品等をグリーン購入品の対象商品に切り替える。
- ・梱包資材（手提袋）を非木材紙を使用する。

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

- ・省エネルギー化推進のためのミーティング実施。